

田村市結婚応援企業募集要項

第1 目的

市内での出会いをいかした縁結びを推進するため、結婚支援に取り組む企業や団体、飲食店の店舗等を「田村市結婚応援企業」（以下「応援企業」という。）として登録し、地域全体で、出会いと結婚を応援する気運醸成やネットワークづくりを図りながら婚姻達成につなげることを目的とする。

第2 応援企業の役割

応援企業の役割は、次のとおりとする。

- (1) 従業員に対し、市や県が実施する結婚支援事業の情報を提供する。
(婚活イベント・交流イベント・セミナー等の情報提供)
- (2) 市や県が実施する婚活イベント・交流イベント・セミナー等のポスター・チラシを掲示する。
- (3) 取引先や顧客等に対し、市や県が実施する婚活イベント・交流イベント・セミナー等の情報を提供する。
- (4) 市や県が実施する婚活イベント・交流イベント等で会場を提供する。
(店舗に限る)

第3 応援企業の要件

応援企業は、次の(1)及び(2)のすべてを満たす企業等（宗教法人（団体）及び政治団体並びに結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を業とするものを除く。）とする。

- (1) 市内に事務所又は事業所等を有する企業等
- (2) 企業等の名称・所在地を市のホームページ等で公開することに同意した企業等

第4 応援企業の募集及び応募

- (1) 市は、ホームページ等で応援企業の募集を行う。
- (2) 応援企業登録を希望する企業等は、「結婚応援企業登録申込書」（第1号様式）を市に提出するものとする。
- (3) 登録を希望する場合、登録料等は要しないが、登録に関して必要な郵送料等の費用は応募者が負担する。

第5 応援企業の登録

- (1) 市は、書類審査により登録申込みの内容を審査し、応援企業として適当であると認めるときは登録を行うこととする。
- (2) 市は、応援企業に登録したときには、登録証を交付するものとする。

第6 応援企業登録の抹消

次に該当する場合は、応援企業登録を抹消することとし、登録証を速やかに返還するものとする。

- (1) 企業等から登録を辞退する申し出があった場合
- (2) 応援企業として不適切な行為が認められた場合

第7 個人情報の適正な取扱い

応援企業は、当事業の実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び田村市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱わなければならない。応援企業でなくなった後においても同様とする。

第8 その他

この募集要項に定めるもののほか、応援企業に関して必要な事項は、田村市と協議して定める。